

宝塚市パークマネジメント計画等審議会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、宝塚市パークマネジメント計画等審議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、別に定める傍聴人受付簿に記入しなければならない。

（傍聴の定員）

第3条 会長は、会議の開催場所の規模など必要があると認めるときは、傍聴の定員を定めることができる。

2 傍聴希望者が前項の規定に基づいて定める定員を超えるときは、会議開催の15分前までに受け付けた傍聴希望者の中から抽選により、傍聴ができる者を決定するものとする。

（傍聴場所の指定）

第4条 傍聴人は、指定された傍聴席において傍聴しなければならない。

（傍聴することができない者）

第5条 次に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議事に関する発言や可否を表明し又は騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (2) 示威的行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

（傍聴人の退場）

第8条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

（係員の指示）

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第10条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要領は、令和6年2月28日から施行する。